

那覇家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成27年7月7日（火）午後1時30分～午後3時30分

第2 開催場所

那覇家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）

大城勇夫，小池勝雅，潮平芳和，進藤光慶，平良勉，武富和彦，照屋俊幸，
宮里マチ子（五十音順，敬称略）

（説明補助者）

比屋根事務局長，中川首席家裁調査官，福地首席書記官，野間次席家裁調
査官，永井次席家裁調査官，小中野事務局次長，金子訟廷管理官

（庶務担当）

上野総務課長

第4 議事

（発言者の略記＝◎：委員長，○：委員（裁判所委員は□），■：説明補助者）

1 開会宣言

2 委員長あいさつ（小池勝雅）

3 裁判所側の説明（項目のみ）

- (1) 家事事件手続法制定の経緯等
- (2) 那覇家庭裁判所における具体的な取組状況について

ア 調停手続の明確性・透明性について

- 相手方に対する申立書写しの送付
- 当事者同席による手続説明等の取組

イ 当事者の手続保障を図るための制度の拡充

- 記録の閲覧謄写に関する制度の拡充

□ 子の利益への配慮

□ 国民が家事事件の手続を利用しやすくするための制度の創設

4 施設見学

5 意見交換（テーマ「家事事件手続法について～調停運営を中心として～」）

(1) 意見交換（主な意見）

ア 当事者同席による調停手続について

○ 調停手続において、当事者が納得をしたうえで自主的な合意をし、円滑な面会交流が実現される必要があるが、父母間や親子間の強い葛藤や相手方への不信感等の問題が十分に解決されていないまま調停が成立したために面会交流が実施されていない事案が多く存在するという問題意識がある。調停手続において面会交流実施の説得や合意形成に力を入れることは大切ではあるが、面会交流の実施を阻害している根本的な原因を裁判所として把握し、解決することも重要であると考え。確かに全ての事案について同席調停を行うことは困難ではあるが、事案によっては父母間の強い葛藤等の問題を解決する方法として同席調停を活用する余地もあるのではないか。

□ 調停事件では当事者間の感情的な対立が激しいことが多く、当事者双方が同席することにより、かえって感情的な対立を激化させる、相手が同席しているために言いたいことが言えないなどの問題があり、当事者の意思を確認しながら慎重な運用を行っている。同席調停を活用できる事案もあると思うが、具体的にどのような事案であれば感情的な対立を激化させずに調停ができるのかという点については手探りの状況にあり、活用が進んでいない状況にある。

また、裁判所としても面会交流の実施を阻害している根本的な原因を把握し、当事者への改善の促しや環境を調整することは重要なことであると考えており、そのような運用を行っているところであるが、裁判所

の意思が当事者に十分に伝わるよう努めたい。

- 弁護士の間には同席調停の方がよいという共通認識があるのか。
 - 実際には同席調停で行うことは難しいという認識の弁護士が多いようである。
 - ◎ 同席調停のルーツはアメリカであり、アメリカではかなり進んでいる制度であると聞いている。同席調停にはお互いに相手の悪口は言わないという基本的なルールがあるが、ルールを守れずに感情的な対立を激化させてしまう場合があり、調停委員会としても積極的に同席調停に踏み切れない実情がある。
 - 調停委員として同席調停を行った経験はないが、将来的には同席調停を行えるようになって欲しいと考えている。アメリカでできているのだから日本でもできると思う。
- イ 記録の閲覧謄写及び当事者が秘匿を希望する情報の管理について
- ◎ 本テーマに関連する沖縄県の家事事件の特徴及びDV事案における調停期日の実施方法等について、裁判所から説明する。
 - 沖縄県のDV発生率は全国1位、全国平均の2.45倍であり、実際にDVを理由として調停申立している事案が他県と比較して多いように感じる。DV事案の事件については、同席説明を拒否されたり、住所等を非開示にしてほしいという希望がなされることがしばしばある。
 - DV事案であることを把握した場合、事案に応じて当事者と出頭時間等を調整する、調停室の階を別々にするなど警戒した上で調停を行っている。また、特に危険度が高い事件の場合には、職員による警備を行い、裁判所において加害行為が発生しないように努めている。
 - 女性からのDVが増えていると耳にしたことがあるが、調停事件においてもそのような傾向があるのか。
 - ◎ 私の経験では多いとまでは言えないが、申立書等に妻のDVが理由で

ある旨の記載がある事件が何件かあった。

- 女性の場合は、暴力という形は少ないが、男性の職場や家まで行って騒ぐという事案が多く、夫側から住所等について非開示を求める申出がされることが多い。
- DVは社会の病理現象であるから、法律的なアプローチだけではなく、DVの背景事情の分析を行った上で、科学的なアプローチを取り入れる必要があり、医師や学者などの専門家と連携し、社会全体で解決していかなければならない問題である。
- 子供に対する虐待は多いのか。
- 児童相談所のデータによれば、児童虐待の発生率はそれほど高くない。親族共同体としての結束が強く、子供を大事にする県民性があるように感じている。
- 施設を見学した感想だが、調停室等の規模が小さく、テーブルをはさんで座って話をする形であるためかなりの緊張感があり、話しにくいように感じた。例えば、ソファで向き合うとか、距離をもう少し離すなどして緊張感を緩和した方がよいのではないか。

ウ 子の利益への配慮について

- 以前の調停においては、子供は蚊帳の外であったが、新法の子の意思を確認し、子の意思を調停に反映させるという考え方は、親子関係を健全な方向に導くものであり、評価している。同様に親についても意思を確認し、子供への責任を自覚させ、子供を引き取った親が引き取られた側の親を尊敬するという関係作りをしていくと、もっと新法の趣旨が活きた調停になるのではないかと考えている。
- ◎ 従前は、子供は紛争の渦中にあるにもかかわらず調停の蚊帳の外であったが、新法下での調停では、子供が親の紛争をどのように見ているのか、親にどんな気持ちを抱いているのかということ把握して親に伝え、

どうすれば子供がよりよい監護を受けられるのか、子供にどのような手立てをするべきなのかを考えてもらうことになった点が大きく変わった。

◎ 本テーマに関連する沖縄県の家事事件の特徴について、裁判所から説明する。

■ 沖縄県の家事事件の特徴として、男系子孫を重んじる傾向が強く、離婚では長男の親権を争うことが多いこと、子供を大切にする傾向が強く、離婚後の面会交流は比較的スムーズに実施されていることが挙げられる。

◎ 沖縄県は離婚率が全国1位であるが、必ずしも離婚調停事件とはなっていない。協議離婚した後によく考えていなかったということで親権者の変更、面会交流などの申立をすることが比較的多いようである。

6 次回テーマ

意見が出ないので、前回と同様に、期日の3か月前に議題についての照会書面を送付して意見を聴取する。

7 次回開催期日

平成28年7月初中旬（別途調整）

8 閉会宣言